

# 近江八幡市契約規則

平成22年3月21日

規則第61号

## 目次

第1章 総則(第1条 第4条の3)

第2章 契約の手続

第1節 一般競争入札(第5条 第17条)

第2節 指名競争入札(第18条 第20条)

第3節 随意契約(第21条 第22条)

第4節 せり売り(第23条・第24条)

第3章 契約の締結(第25条 第32条)

第4章 契約の履行(第33条 第43条)

第5章 雑則(第44条 第47条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の契約に関する取扱いについて法令その他に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (3) 契約 本市を当事者の一方とする契約をいう。
- (4) 契約事務担当員 契約に当たって市長の権限に属する事務を補助する職員をいう。
- (5) 監督員 契約の適正な履行を確保するため、市長から監督を命ぜられた者をいう。
- (6) 検査員(検収員) 契約の履行を確保するため、市長から検査(検収)を命ぜられた者をいう。

(契約事務担当員の遵守事項)

第3条 契約事務担当員は、次の各号に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) 財務に関する法令を遵守し、厳正な運営を図ること。
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢の把握に努めること。

(3) 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。

(4) 契約の相手方の信用状態の把握に努めること。

2 契約事務担当員は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。

(翌年度以降にわたる契約)

第4条 契約は、年度内に履行を終るものでなければ締結することができない。ただし、歳入に属する契約及び次の各号に掲げる契約については、この限りでない。

(1) 継続費、繰越明許費、事故繰越及び債務負担行為に属するもの

(2) 法第234条の3に規定する長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる契約)

第4条の2 近江八幡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成22年近江八幡市条例第88号)第2条に規定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 電子計算機(ソフトウェアを含む。)その他情報処理に係る機器の借入れ

(2) 複写機その他事務機器の借入れ

(3) 自動車の借入れ

(4) 医療機器その他医療の提供に必要な物品の借入れ

(5) 前各号に掲げる物品の運用又は保守管理に関する業務

(6) 施設の清掃又は警備に関する業務

(7) 施設又は設備機器の運転又は保守管理に関する業務

(8) 受付案内業務(電話交換を含む。)

(9) 自動車の運行又は管理に関する業務

(10) 給食調理業務

(11) 市が徴収する税及び料の収納に関する業務

(契約の期間)

第4条の3 前条第1号から第4号までに規定する物品の借入れに係る契約期間は、5年を超えることができない。ただし、当該物品の耐用年数その他の理由から、5年を超えて使用することが社会通念上一般的であるものは、10年を超えないものとする。

2 前条第5号及び第11号に規定する役務の提供を受ける契約に係る履行期間は、5年を超えることができない。

3 前条第6号から第10号までに規定する役務の提供を受ける契約に係る履行期間は3年を超えることができない。ただし、第6号に規定する業務のうち機械警備に関する業務については、5年を超えることができないものとする。

## 第2章 契約の手続

### 第1節 一般競争入札

#### (入札参加者の資格)

第5条 一般競争入札に参加させることができる者は、施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しない者とする。

- 2 市長は、施行令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、同条第2項の規定により、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を公告しなければならない。
- 3 前項の資格を定めたときは、その定めるところにより一般競争入札参加資格審査申請書を提出させ、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 4 市長は、前項の審査により資格を有すると認められる者の名簿を作成するものとする。

#### (入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日前10日までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合はその期間を5日まで短縮することができる。

- 2 前項の公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項
  - (4) 競争入札を執行する場所及び日時に関する事項
  - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - (6) 前払金又は部分払をしようとするときは、その旨及び方法に関する事項
  - (7) 最低制限価格を定めようとするときは、その旨に関する事項
  - (8) 無効入札に関する事項
  - (9) 郵便等による入札の可否に関する事項
  - (10) 総合評価一般競争入札(施行令第167条の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。)を行おうとする場合にあっては、その旨及び落札者決定基準に関する事項
  - (11) その他入札について必要な事項

#### (入札保証金の額)

第7条 施行令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の額は、一般競争入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5に相当する額以上の額(単価による入札の場合にあっては、その都度契約事務担当員が定める額)とする。

#### (入札保証金の納付)

第8条 前条に規定する入札保証金は、現金による納付のほか次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債、地方債その他の国又は地方公共団体の保証のある債券

- (2) 市長が确实と認める金融機関の支払保証のある小切手
  - (3) 市長が确实と認める金融機関に対する定期預金債券
  - (4) 市長が确实と認める金融機関の保証
  - (5) その他市長が确实と認める有価証券
- 2 契約事務担当員は、前項第3号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である金融機関の承諾を証する確定日時のある書面を提出させなければならない。
  - 3 契約事務担当員は、第1項第4号の金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
  - 4 第1項に定める担保の価格は、国債、地方債、小切手及び定期預金債権にあつては額面金額又は券面金額、その他の債券にあつては額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の10分の8に相当する金額、金融機関の保証にあつてはその保証する金額によるものとする。
  - 5 入札執行者は、一般競争入札に参加した者の資格を確認し、入札の開始前に第7条に規定する入札保証金(第1項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下この章において同じ。)を納付させるものとする。
  - 6 入札保証金の納付を条件とする一般競争入札をしようとする契約事務担当員は、前項の規定により入札参加者が納付する入札保証金の出納及び保管を、出納員に命じなければならない。
  - 7 前項の出納員は、入札参加者が納付する入札保証金を取納し、保管書を交付するとともに、取納した入札保証金を、入札が終了するまで施錠できる場所に确实に保管しなければならない。

#### (入札保証金の納付の免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付する場合において、施行令第167条の5第1項の規定により、市長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に付する場合において、施行令第167条の5の2の規定により、市長が定める資格を有する者で、過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と当該入札

に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行した者について、その者が契約を続結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者が国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体であるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、特に入札保証金を徴する必要がないと市長が認めたととき。

(入札保証金の還付等)

第10条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約を締結した後に還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、その全部又は一部を当該落札者からの申出があったときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 入札保証金には、利子を付けない。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は市に帰属する。

(予定価格)

第11条 一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計等によって決定し、その予定価格を記載した書面を開札の際、これを開札の場所に置くものとする。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限の長短等を考慮して定めなければならない。

4 第1項の場合において、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を定めるときは、予定価格に当該最低制限価格をあわせて記載しなければならない。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続き)

第12条 工事又は製造の請負契約を一般競争入札に付した場合において契約の相手方となるべき者について施行令第167条の10第1項の規定を適用すると認められるとき、当該相手方となるべき者が申込みをした額の積算内訳を調査した結果に契約事務担当員の意見を付し、又は当該相手方となるべき者が不適當であると認められる理由に契約事務担当員の意見を付して、市長の承認を求めなければならない。

(入札の方法)

第13条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札書に必要事項を記入し記名押印のうえ、指定の日時場所に本人又はその代理人自ら提出し、又は入札箱に投函しなければならない。

- 2 代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札については、2人以上の入札者の代理人となることができない。
- 3 入札者及び代理人は、既に提出した入札書を書き換え、又は引き換え、若しくは撤回することができない。
- 4 郵便等の送付による入札を認める一般競争入札において、入札者から郵便等の送付により第1項の規定による入札書の提出があったときは、入札執行者は、指定の日時までには到着したものに限りこれを受理するものとする。
- 5 入札書を郵便等により送付しようとする入札者は、封書の表に「入札書」と朱書し、件名を記して入札保証金及びその還付に要する郵便等送付料に相当する金額の現金を同封し、書留郵便(又はこれに類するもの)で送付しなければならない。

(入札の無効)

第14条 一般競争入札における次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札の参加者)

第14条の2 一般競争入札において入札をしなかった者及び無効の入札をした者については、施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札をする場合には入札に参加させないことができる。

(不当要求の排除)

第14条の3 入札参加者及び契約の相手方は、入札の過程及び契約の履行に関して、第三者から不当要求があったときは、速やかに、契約事務担当員に報告するものとする。

(入札の延期等)

第15条 市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、入札者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

(再度公告入札の期間)

第15条の2 一般競争入札に付した場合において、入札者がいない場合若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、更に公告して入札に付そうとするときは、第6条の公告の期間を5日まで短縮することができる。

(落札者の決定及び通知)

第16条 契約事務担当員は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 前項の落札者を施行令第167条の9の規定によりくじによって決定したときは、当該落札者となったものの入札書にその旨記載し、くじを引いた相手方又はこれに代わってくじを引いた職員に記名及び押印をさせなければならない。

(落札の取消し)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が、指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 落札者が、不正の入札をしたとき、又はさせたと認められるとき。
- (3) 落札後、入札参加資格に欠け、又は欠けていることを発見したとき。
- (4) 落札者が、自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 落札の取消請求があったとき。
- (6) 落札者が施行令第167条の10第1項の規定に該当するとき。

2 第1項の規定により落札決定を取り消したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格等)

第18条 指名競争入札に加わろうとするときは、次に掲げる書類を会計年度開始前で市長が定める期間に提出しなければならない。ただし、書類の提出は3年毎とし、内容を変更した場合は速やかにその旨届出なければならない。

建設工事

- (1) 競争参加資格審査申請書
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 工事経歴書
- (5) 納税証明書
- (6) 経営事項審査結果通知書の写
- (7) その他市長が必要と認める書類

物品供給、役務提供

- (1) 競争参加資格審査申請書
- (2) 登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 納税証明書
- (4) 営業に関し法律上必要とする許認可等の証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

測量及び建設コンサルタント等

- (1) 競争参加資格審査申請書
  - (2) 営業に関し、法律上必要とする登録、許可の証明書
  - (3) 業務経歴書
  - (4) 技術者経歴書
  - (5) 営業所一覧表
  - (6) 納税証明書
  - (7) 経営規模等総括表
  - (8) 直前1年の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書、申請者が個人である場合は、直前1年の事業年度の営業用資本額調書及び収支計算書
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する入札参加資格審査申請書を受理したときは、これに基づき契約の種類ごとに資格審査を行い、履行能力別に入札参加者(登録者)名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録するものとする。
  - 3 登録を受けた者が施行令第167条の11第1項準用による同令第167条の4に規定する資格を失ったと認めるときは、登録を取り消し、又は変更することができる。この場合において、当該登録を受けている者に通知しなければならない。
  - 4 市長は、必要があると認めたときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、毎会計年度開始前で市長が定める期間に、別に定める書類の提出を求めることができる。

(入札者の指名)

- 第19条 指名競争入札に付そうとするときは、契約の目的及び金額に応じ、資格者名簿に登載したもののうちから競争に参加するものを原則として、5人以上指名し、入札指名通知書により通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、指名する者の数を5人未満とすることができ、資格者名簿に登録したもののうちから指名することが困難であると認めるときは、資格者名簿に登録されていない者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指定したときは、当該入札者に対し、第6条第2項各号に掲げる事項(第2号を除く。)を通知しなければならない。

(一般競争入札の規定の準用)

- 第20条 第7条から第17条までの規定は、指名競争入札に準用する。この場合において、第9条第2号中「施行令第167条の5第1項」とあるのは、「施行令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

### 第3節 随意契約

(随意契約によることができる額)

- 第21条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 工事又は製造の請負は、130万円以下とする。
  - (2) 財産の買入れは、80万円以下とする。
  - (3) 物件の借入れは、40万円以下とする。
  - (4) 財産の売払いは、30万円以下とする。
  - (5) 物件の貸付けは、30万円以下とする。
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のものは、50万円以下とする。
- 2 随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第12条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格を記載した書面を省略することができる。
- (1) 図書、定期刊行物等で価格の表示があるもの又はそれら以外のもので価格が確定しているものについて契約するとき。
  - (2) 法令に基づいて、取引価格又は料金が定められているとき。
  - (3) 特別の理由があることにより特定の価格によらなければ契約することが著しく困難であると認めるとき。
  - (4) その他契約の性質上その必要がないと認めるとき。

(随意契約の内容等の公表)

- 第21条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により随意契約を締結しようとし、又は締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法(施行令第167条の2第1項第4号の規定により随意契約を締結しようとする場合に限る。)
- (3) 契約の締結状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

#### (見積書)

第22条 契約事務担当員は、随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して、原則として資格者名簿のなかから2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

2 前項の場合において、契約の性質又は目的により次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴取する者を1人とすることができる。

- (1) 契約内容により秘密にする必要があるとき。
- (2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。
- (3) 同一の企画及び品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。
- (4) 再度の入札に付し、落札者が不在の場合において当該入札で最高又は最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- (5) 緊急の必要により、他の者から見積書を徴取するいとまがないとき。
- (6) 分解検査等の後でなければ見積のできない物品の修繕をするとき。

3 前2項の場合において、すでに提出した見積書は、書換え又は引換え若しくは撤回をさせることができない。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められているとき。
- (2) 商取引の慣習上見積書を徴取しがたいとき。
- (3) 契約の性質上見積りを徴取することが不適切であると認められるとき。

#### 第4節 せり売り

##### (せり売り)

第23条 せり売りに付することができる場合は、流失物、遺失物及び動物等の動産の売り払いで、当該契約の性質がせり売りに適しているものに限る。

##### (一般競争入札の規定の準用)

第24条 第6条から第17条までの規定(第12条第4項、第12条の2及び第13条の規定は除く。)は、せり売りの場合に準用する。

#### 第3章 契約の締結

(契約の締結)

第25条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札による契約又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書の作成を要しない場合を除くほか、原則として第26条の規定に基づき、契約事務担当員の作成した契約書により契約を締結しなければならない。

2 契約の締結は、契約の相手方を決定した日から10日以内にしなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、その期限を30日の範囲内で延長することができる。

3 契約の相手方が、前項の規定による期間内に契約の締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。

(契約書の作成)

第26条 契約事務担当員は、契約しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものについてはこれを添付しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により次の各号に掲げる事項で該当のないものについては、その記載を省略することができる。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額(一定期間継続してする物又は役務の給付を単価で契約しようとするときは、その単価)

(3) 契約の履行期限又は期間

(4) 契約保証金

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(7) 前払金又は既済部分及び既納部分に対する代価たる部分払いの割合及び方法

(8) 監督及び検査

(9) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(10) 危険負担

(11) かし担保責任

(12) 契約に関する紛争の解決方法

(13) その他必要な事項

2 前項第3号に規定する契約の履行期限又は期間の終期は、検査に必要な期間等を考慮し、その検査が年度内に完了するように定めなければならない。

3 建設業法第2条第1項に規定する建設工事に関する請負契約を締結しようとするときは、前2項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

4 標準となるべき契約書の書式については、別に定める。

(契約書の省略)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の契約書の作成を省略することができる。ただし、収入又は支出の原因となる契約の性質又は目的により契約書の作成を要すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 30万円を超えない指名競争入札による契約又は30万円を超えない随意契約をするとき。
  - (2) 物件売却の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
  - (3) せり売りに付するとき。
  - (4) 国又は他の地方公共団体と契約をするとき。
- 2 前項の規定によって契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により契約書の作成を省略した場合における契約確定の日は、契約の相手方に落札決定の通知を発した日又は請書その他これに準ずる書類を提出させた日とする。

(履行期限又は期間の起算日)

第27条の2 契約の履行期限又は起算日は、法第234条第5項の規定により契約が確定した日とする。ただし、第6条に規定する入札の公告又は第19条第2項に規定する指名競争入札に付する場合の指名通知において、履行期限又は期間の始期について特別の定めをした日とする。

(議会の議決を必要とする契約)

- 第28条 市長は、議会の議決を必要とする契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たとき本契約が成立する旨の内容を記載した仮契約書により契約を締結しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合に議会の議決を得たときは、速やかにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約保証金)

- 第29条 施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約代金額の100分の10以上の金額とする。
- 2 一定期間継続してする物又は役務の給付、単価をもって契約した場合における前項の契約金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に規定する契約保証金は、現金によるほか次に掲げる担保の提供をもってかえることができる。
- (1) 第8条第1項各号に掲げる担保
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

- 4 契約事務担当員は、第1項に規定する契約保証金(前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下この章において同じ。)を契約の確定と同時に納付させるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第30条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5第1項の規定により市長が定めた資格を有するものと契約を締結する場合において、過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と当該契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 入札に付する場合において、施行令第167条の5の2の規定により、市長が定める資格を有する者で、過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約をする場合において、売払代金が既納されるとき。
- (7) 国(公社及び公団を含む。)又は他の公共的団体と契約するとき。
- (8) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換する契約を締結するとき。
- (9) 放送、広告、調査、試験、研究、鑑定、評価、訴訟等を委託する契約を締結するとき。
- (10) その他指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の還付)

第31条 契約保証金は、契約の履行を確認した後、契約の相手方に還付する。

- 2 契約の相手方は、契約保証金の還付を受けようとするときは、保証金還付請求書により市長に請求しなければならない。

(契約保証金に関する規定の準用)

第32条 第8条第2項から第4項までの規定は、第29条第3項に規定する契約保証金の納付に代わる担保について準用する。この場合において、第8条第3項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関又は保証事業会社との間」と、同条第4項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証及び保証事業会社の保証」とする。

#### 第4章 契約の履行

(契約履行の届出)

第33条 契約の相手方は、工事若しくは製造の請負又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、遅滞なく契約事務担当員に通知しなければならない。この場合において、工事又は製造の請負契約に係る履行の通知は、工事完了届出書又は工事出来形届書によるものとする。

(監督及び検査協力義務)

第34条 契約事務担当員は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、契約者をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定させなければならない。

(監督及び検査)

第35条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査は、契約事務担当員が自ら又は職員に命じて行うものとする。

2 前項の監督をする職員と検査する職員とは特別の必要がある場合を除き、同一の工事又は製造の請負契約について、互いにその職務を兼ねることができない。

(監督)

第36条 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約にかかる仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計書、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について立会、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督の実施によって特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他にもらしてはならない。

(監督員の報告)

第37条 監督員は、監督の結果につき契約事務担当員と緊密に連絡するとともに、市長の

要求に基づき又は随時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査)

第38条 検査員は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて監督員の立会を求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書、その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。ただし、契約の相手方は、破壊若しくは分解又は試験に要する経費及びこれらの復旧に要する経費を負担しなければならない。

4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収の実施にあたっては、契約者又はその代理人の立会を求めなければならない。

5 検査員は、前項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、市長に報告しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

6 前項本文の規定は、第44条の規定による部分払いをする場合に準用する。

7 契約金額が20万円を超えない契約については、請求書又はこれに代わる書類に履行を確認した旨及び年月日、職名、氏名を記し、押印することにより検査調書の作成に代えることができる。

(検査の時期)

第39条 検査員は、契約の相手方から契約に係る給付を完了した旨の通知を受けた日から、工事に係る給付については14日以内に、その他の給付については10日以内に検査をしなければならない。ただし、特別の事情があるときは、市長は、その期間を延長することができる。

2 検査の結果、その給付が契約の内容に適合せず、手直し、補強引換え等の給付を完了した旨の通知を受けた日から、前項の期間内に検査をしなければならない。

(監督又は検査の委託)

第39条の2 施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に監督又は検査を委託した場合には、第37条から前条までの規定を準用する。

(延滞金及び違約金)

- 第40条 契約の相手方の責に帰すべき理由により、履行期限又は履行期間内に契約の履行をしないときは、延滞日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき定められた率に相当する金額を延滞金として徴収する。ただし、特別の事情があるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 入札保証金の全部又は一部を免除した場合において、落札者が契約を締結しないときは、契約しないことによって生じた損害額に相当する金額(落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、当該納付額を控除した額に相当する金額)を違約金として徴収する。
  - 3 契約保証金の全部又は一部を免除した場合において、第42条の規定により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額(契約の相手方が契約保証金の一部を納付しているときは、当該納付金額を控除した額に相当する金額)を違約金として徴収する。ただし、特別の事情があるときは、契約で別段の定めをすることができる。
  - 4 前3項に規定する違約金の徴収を行おうとするときは、書面により通知するものとする。

(履行期限の延長)

第41条 市長は、契約の相手方から天災地変その他その責に帰することができない理由により、履行期限又は履行期間内に義務を履行することができないことについて、事由を明らかにして期限又は期間の延長の願い出があったときは、相当の期間に限りその延長を認めることができる。

(契約の解除)

第42条 市長は、契約の相手方が契約の解除を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が契約期限内又は契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
  - (2) 正当な理由がなく着工期限が過ぎても着手しないとき。
  - (3) 正当な理由がなく法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。
  - (4) 契約の相手方としての必要な資格を欠くこととなったとき。
  - (5) 契約相手が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会が独占禁止法の規定による排除措置命令が確定したとき又は審決が確定したとき。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方又はその代理人が、この規則又は契約条項に違反したとき。
- 2 前項の規定による契約の解除は、書面により通知しなければならない。

(契約解除による精算)

第42条の2 市長は、契約を解除した場合において、当該契約に係る既済部分があるときは、第38条の規定による検査をし、市の所有とすることができる。この場合において、契約事務担当員は当該部分に相当する代価の支払いについて、支払命令者に措置を請求しなければならない。

- 2 前払金を受けた契約の相手方は、前条第1項の規定により契約を解除されたときは、前払金を返還しなければならない。
- 3 第1項の支払うべき代価と前項の返還すべき前払金とは差引精算することができる。

#### (賠償金)

第42条の3 契約の相手方が当該契約について、第42条第1項第5号に該当した場合は、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として徴収する。ただし、第42条の規定により契約の解除をするときは、第40条第3項の規定による違約金の支払に加え、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を徴収する。

#### (契約の変更)

第43条 市長は、契約の締結後において、必要があると認めるときは、金額の増減、契約期限の変更、履行の一時中止その他の給付内容の変更をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による契約内容について協議が整ったときは、第26条の規定に準じて変更契約書を作成しなければならない。
- 3 第27条の規定は、前項の変更契約書の作成について準用する。

### 第5章 雑則

#### (部分払いの限度額)

第44条 契約の履行の完成前に代価の一部を支払うことのできる額は、工事又は製造その他の請負契約にあたっては、その既済部分に対する対価の10分の9に相当する金額を、物件の買入れにあたっては、その既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係るものにあつては、その既納部分の代価の全額まで支払うことができる。

- 2 前金払いをした請負契約に係る部分払いの額は、前項の規定により部分払いをしようとする額から前金払いの額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

#### (権利義務の譲渡)

第45条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (危険負担)

第45条の2 契約の履行中において市及び契約の相手方の責に帰することができない理由により生じた損害は、契約の相手方の負担とする。ただし、契約の相手方が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかったと認められるときは、市は、相当の損害を負担するものとする。

(処分の意思表示)

第46条 第40条に規定する延滞金及び違約金の徴収並びに第42条に規定する契約の解除は、文書によってしなければならない。

(様式)

第47条 この規則で特に定める様式のほかは、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市契約規則(昭和63年近江八幡市規則第14号)又は安土町財務規則(昭和40年安土町規則第2号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、合併前の規則の規定に基づいて締結した契約で、当該契約の履行を完了していないものについては、この規則の規定にかかわらず、なお合併前の規則の例による。